

公の施設に係る指定管理者の選考について

施設名	滋賀県立栗東体育館	滋賀県立伊吹運動場	
所管課	スポーツ健康課	スポーツ健康課	
現行指定管理者	(公財) 滋賀県体育協会	(公財) 伊吹山麓スポーツ文化振興事業団	
設置年月	平成6年11月	昭和54年4月	
所在地	栗東市上鉤514	米原市春照105	
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	
施設概要	敷地面積: 5,581.00㎡ 建築面積: 2,919.77㎡ 延床面積: 3,201.18㎡ 施設構造: 鉄筋コンクリート造2階建 施設内容: アリーナ 1648.40㎡、観客席150席、トレーニング室90㎡、会議室、駐車場(30台)	敷地面積: 10,130.00㎡ 建築面積: 459.45㎡ 延床面積: 664.27㎡ 施設構造: 鉄筋コンクリート造1階建 他 施設内容: 人工芝グラウンド 6,970㎡ 11人制1面(6人制3面) 管理棟(本部室、多目的室、器具庫、更衣室、シャワー室) 観客席(約500人)	
管理経費(H27予算額)	32,392,000	2,195,000	
財源内訳	使用料	155,491	36,271
	その他特財	144,720	149,999
	一般財源	32,091,789	2,008,730
指定管理者制度選考方針	経過	・平成17年2月に取りまとめた公の施設の見直しで、「市町への移管に向けて協議を行う」とした施設で、平成18年4月から平成19年度末までの2年間、(財)滋賀県体育協会に、非公募で指定管理委託を行った。 ・平成20年3月に策定した新しい行政改革の方針に基づき、平成20年4月～平成22年度末までの3年間、再度(財)滋賀県体育協会と、非公募で指定管理委託を行った。 ・平成21年12月に策定した「公の施設見直し計画」に基づき栗東市と移管協議を行うため、平成23、24、25、26、27年度に非公募で指定管理委託を行った。	平成17年2月に取りまとめた公の施設の見直しで、「市町への移管に向けて協議を行う」とした施設で、平成18年4月から平成19年度末までの2年間、米原市に、非公募で指定管理委託を行った。 平成20年3月に策定した新しい行政改革の方針に基づき、平成20年4月～平成22年度末までの3年間、米原市が、伊吹運動場に近接する伊吹山麓青少年総合体育館の指定管理を行っている団体と、非公募で指定管理委託を行った。 ・平成21年12月に策定した「公の施設見直し計画」に基づき米原市と移管協議を行うため、平成23、24、25、26、27年度にそれぞれ非公募で指定管理委託を行った。
	方針	栗東市と「公の施設見直し計画」に基づき話し合いを行ってきたが、合意にいたらなかった。団体開催を視野に入れ、当面の間、県がこの施設を保有することとする。 施設の効用を発揮し、県民へのサービスの向上を図るため、能力ある事業者が幅広く参入できるよう公募する。 サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果を図る必要があるため、指定管理期間は5年とする。	米原市と「公の施設見直し計画」に基づき話し合いを行ってきたが、合意にいたらなかった。団体開催を視野に入れ、当面の間、県がこの施設を保有することとする。 施設の効用を発揮し、県民へのサービスの向上を図るため、能力ある事業者が幅広く参入できるよう公募する。 サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果を図る必要があるため、指定管理期間は5年とする。
	募集方法	公募	公募
	指定単位	単独	単独
指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日の5年間	平成28年4月1日～平成33年3月31日の5年間	
備考	ネーミングライツの導入	ネーミングライツの導入	

施設名	滋賀県立スポーツ会館	滋賀県立アイスアリーナ	
所管課	スポーツ健康課	スポーツ健康課	
現行指定管理者	(公財)滋賀県体育協会	SLグループ	
設置年月	昭和59年8月	平成12年11月	
所在地	大津市御陵町4-1	大津市瀬田大江町17-3	
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	
施設概要	敷地面積: 2,173.80㎡ 建築面積: 1,324.62㎡ 延床面積: 3,061.02㎡ 施設構造: 鉄骨造3階建 施設内容: アリーナ 580.㎡(バスケットボール1面、バレーボール1面) トレーニング室 240㎡ 測定室A、B 228.5㎡ スポーツビジョン測定室、宿泊室48名、会議室他	敷地面積: 25,707.00㎡ 建築面積: 6,140.57㎡ 延床面積: 7,752.37㎡ 施設構造: 鉄筋コンクリート造2階建 施設内容: 屋内アイスリンク 60m×30m、国際規格 アリーナ 1,800㎡ 観客席 固定席1,350席、可動席672席	
管理経費(H27予算額)	53,351,000	23,965,000	
財源内訳	使用料	2,074,432	1,745,237
	その他特財	61,140	284,238
	一般財源	51,215,428	21,935,525
指定管理者 制度選考方針	経過	県の競技力向上の拠点としての機能を有する専門性の高い施設で、施設の運営には各種競技団体との連携が不可欠であるため、平成18年4月から平成22年度末まで、(財)滋賀県体育協会に、非公募で指定管理委託を行った。 その後、平成23年度から平成27年度まで(公財)滋賀県体育協会に、公募により指定管理委託を行っている。	平成18年4月から平成22年度末まで、SLグループに、公募により指定管理委託を行った。 その後、平成23年度から平成27年度までSLグループに、公募により指定管理委託を行っている。
	方針	施設の効用を発揮し、県民へのサービスの向上を図るため、能力ある事業者が幅広く参入できるよう公募する。 サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果を図る必要があるため、指定管理期間は5年とする。	施設の効用を発揮し、県民へのサービスの向上を図るため、能力ある事業者が幅広く参入できるよう公募する。 サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果を図る必要があるため、指定管理期間は5年とする。
	募集方法	公募	公募
	指定単位	単独	単独
	指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日の5年間	平成28年4月1日～平成33年3月31日の5年間
備考	ネーミングライツの導入	ネーミングライツの導入	

施設名	滋賀県立ライフル射撃場	滋賀県立ヨットハーバー	
所管課	スポーツ健康課	スポーツ健康課	
現行指定管理者	NPO法人滋賀県ライフル射撃協会	SSグループ	
設置年月	昭和55年5月	平成8年11月	
所在地	大津市大石東町鏡峠	大津市柳が崎1-2	
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。	
施設概要	敷地面積：15,080.00㎡ 建築面積：637.76㎡ 延床面積：806.27㎡ 施設構造：鉄骨造2階建 施設内容： エアライフル射撃場 16射座 ビームライフル射撃場 7射座 スモールボアライフル射撃場 26射座	敷地面積：7,857.14㎡ 建築面積：2,220.91㎡ 延床面積：7,396.79㎡ 施設構造：鉄筋コンクリート造3階建 施設内容： 艇庫 1階8室 163艇収容可能 2階8室 119艇収容可能 駐車場 95台収容可能	
管理経費(H27予算額)	0	0	
財源内訳	使用料	0	0
	その他特財	0	0
	一般財源	0	0
指定管理者制度選考方針	経過	銃器類を取り扱う特殊な施設で本県ライフル射撃競技振興の拠点でもあり、滋賀県ライフル射撃協会以外の団体では適正な管理運営の確保が困難であることから、平成18年4月から平成22年度末まで、非公募で指定管理委託を行った。 その後、平成23年度から平成27年度までNPO法人滋賀県ライフル射撃協会に、公募により指定管理委託を行っている。	平成18年4月から平成22年度末まで、SSグループに、公募により指定管理委託を行った。 その後、平成23年度から平成27年度までSSグループに、公募により指定管理委託を行っている。
	方針	施設の効用を発揮し、県民へのサービスの向上を図るため、能力ある事業者が幅広く参入できるように公募する。 サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果を図る必要があるため、指定管理期間は5年とする。	施設の効用を発揮し、県民へのサービスの向上を図るため、能力ある事業者が幅広く参入できるように公募する。 サービス提供の継続性と安定性、長期契約による経費削減効果を図る必要があるため、指定管理期間は5年とする。
	募集方法	公募	公募
	指定単位	単独	単独
	指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日の5年間	平成28年4月1日～平成33年3月31日の5年間
備考	ネーミングライツの導入	ネーミングライツの導入	

施設名	滋賀県立琵琶湖漕艇場		滋賀県立安土城考古博物館
所管課	スポーツ健康課		文化財保護課
現行指定管理者	(公財) 滋賀県体育協会		(公財) 滋賀県文化財保護協会
設置年月	昭和46年4月		平成4年11月
所在地	大津市玉野浦6-1		滋賀県近江八幡市安土町下壘浦
設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図るため。		郷土の文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって県民文化の向上に資するため、特別史跡安土城跡をはじめ史跡観音寺城跡、史跡瓢箪山古墳、史跡大中の湖南遺跡で構成されている「近江風土記の丘」を魅力ある歴史公園として整備する中心的な施設として設置
施設概要	敷地面積: 1,803.00㎡ 建築面積: 772.45㎡ 延床面積: 1,149.57㎡ 専有面積: 253,863.00㎡ 施設構造: 鉄筋コンクリート造2階建 施設内容: ポートコース B級公認 1,000m 6コース カヌーコース 9コース 管理棟 会議室、更衣室、シャワー室、宿泊室(30名)等 艇庫棟 88艇保有		敷地面積: 67,836.50㎡ 建築面積: 4,424.98㎡ 延床面積: 5,846.22㎡ 構造: R/C造一部SRC、S造 主な施設(部屋) ・第1常設展示室 ・第2常設展示室 ・企画展示室 ・特別収蔵庫 ・企画展収蔵庫 ・セミナールーム等
管理経費(H27予算額)	30,189,000		132,233,000
財源内訳	使用料	2,035,977	6,555,000
	その他特財	0	0
	一般財源	28,153,023	125,678,000
指定管理者制度選考方針	経過	平成18年4月から平成22年度末まで、(財)滋賀県体育協会に、公募により指定管理委託を行った。その後、平成23年度から平成27年度まで(公財)滋賀県体育協会に、公募により指定管理委託を行っている。	
	方針	設置から43年が経過し、老朽化が著しく、今後国体やそれ以後の利活用を考慮すると大規模な改修や建替等検討を想定する必要があることから3年間の公募とする。	
	募集方法	公募	非公募
	指定期間	平成28年4月1日～平成31年3月31日の3年間	平成28年4月1日～平成33年3月31日の5年間
備考	ネーミングライツの導入		